

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 Do Thi Phuong

論 文 題 目 The Potential Adoption of Centralized Constitutional
Review in Vietnam: A Realistic Approach

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授	大河内美紀
名古屋大学大学院法学研究科教授	本 秀紀
名古屋大学大学院法学研究科准教授	斎藤 一久
早稲田大学法学学術院教授	愛敬 浩二

I 本論文の概要

違憲審査制度は、第二次世界大戦以降急速に世界に普及し、20世紀末には「違憲審査制のグローバル化」と呼ばれるまでの状況に至っている。しかし、権力集中型の統治システムを採用する諸国家においては、その導入には、今なお、克服すべき理論的・実践的な課題が残されている。本論文は、そうした国の1つであるベトナムにおいて、憲法保障および人権保障の実質化のためには違憲審査制度の導入、なかんずく憲法裁判所の設立こそが最も有効かつ実現可能性のある選択肢であることを、日・韓・タイとの比較を通じて論証しようとするものである。日・韓・タイを比較対象としたのは、これらの国がそれぞれ異なる背景および制度設計に基づいて違憲審査制度を導入し、その結果、その実際の機能において大きな違いが生じているとの見立てに基づく。

こんにち、法の支配は人権保障と並んで不可欠の憲法原理と考えられており、ベトナム憲法も「社会主義的」との留保を付しつつもこれらの原理を明記する。他方で、ベトナムでは、こんにちに至るまで政治部門による法律の合憲性統制の仕組みが採用されており、これは人権保障の手段として十分に機能しているとは言い難いとの指摘がなされている。

そこで本論文は、上記の理論的・実践的課題を克服し、ベトナムで有効に機能する違憲審査の制度設計のため、違憲審査をめぐる基礎理論を踏まえ、集中型と非集中型という違憲審査制度の2つの型のそれぞれの特徴を整理した上で、日・韓・タイとの比較を通じて集中型の違憲審査制度の優位性を明らかにする。その上で、ベトナムにおいては憲法裁判所を設置することが最も有効かつ現実的なアプローチであることを論証し、その実現に向けた道筋を提示している。

本論文の構成は次の通りである。

序章

1章 違憲審査制度-定義、その受容に関する諸理論、機能条件および緊張

1.1 本章の目的

1.2 違憲審査制度という術語の定義

1.3 違憲審査制度の受容に関する諸理論

1.4 裁判所による違憲審査の機能条件

1.5 憲法裁判所と通常裁判所間の緊張関係

1.6 小括

2章 違憲審査制度の2つの型

2.1 本章の目的

2.2 非集中型（アメリカ型）

2.3 集中型（欧州型）

2.4 小括

3章 集中型違憲審査制度の展開

3.1 本章の目的

3.2 集中型違憲審査制度の普及とその理由

3.3 日本における違憲審査-成文法の伝統のもとで非集中型を受容する障壁

3.4 韓国における違憲審査-集中型違憲審査制度の効果的な受容とそのための修正

3.5 タイにおける違憲審査-憲法裁判所の政治化

3.6 小括

4章 ベトナムの憲法保障制度および違憲審査制度をめぐる議論の現状

4.1 ベトナムにおける憲法保障および監督の現況

4.2 ベトナムにおける違憲審査をめぐる議論の概要

4.3 小括

5章 ベトナムの憲法裁判所：設立の可能性、制度設計および想定される困難

5.1 ベトナムにおける違憲審査制度の受容のための諸理論

5.2 ベトナムの文脈における違憲審査制度に関する憲法原理

5.3 ベトナムの違憲審査の制度設計

5.4 ベトナムの憲法裁判所について想定される諸問題

5.5 小括

終章：憲法裁判所の設立を通じたベトナムにおける法の支配の涵養と人権の保障への提言

以下、各章ごとに概要を紹介する（ただし、序章は冒頭の説明と内容が重なるため省略した）。

第1章「違憲審査制度」では、違憲審査制度の理論的検討が行なわれる。具体的には、違憲審査の制度的な多様性およびそれを踏まえた定義を確認した上で（**1.2**）、こんにちの世界史的な違憲審査の普及をもたらした要因を明らかにする（**1.3**）。ここでは、法の支配および人権保障の実現という伝統的価値のみならず、ラン・ハーシャルやトム・ギンズバーグらの指摘する経済成長との関連性や国家機関間の調整機能、政治的安定性の確保といった、より実践的・政治的な要因にも言及がなされる点が特徴的である。また、違憲審査制度が有効に機能するための条件として、政治部門との関係が指摘されていることも、本論文の特徴のひとつである（**1.4**）。ここでは、違憲審査制度の導入前後における政治部門の関与のあり方および裁判所側の対応がその機能的な運用に大きく影響を与えていることが、韓国やハンガリーなどを具体例として挙げつつ説明される。最後に、理論的課題として、通常裁判所と違憲審査機関との相互関係について整理がなされる（**1.5**）。

第2章「違憲審査制度の2つの型」では、非集中型の代表例であるアメリカ（**2.2**）と、集中型の代表例であるドイツ（**2.3**）の制度がそれぞれ概観される。とりわけ、管轄権や判

決効の相違に着目し、ベトナムへの適用可能性が探られる (2.4)。

第2章で見たように、違憲審査制度には2つの型があることは周知の通りだが、現実的に世界的に普及しているのは集中型である。そこで、**第3章「集中型違憲審査制度の展開」**では、集中型の違憲審査制度が普及した理由として指摘される非集中型の弱点、すなわち成文法系に属する裁判官の思考方法との食い違いや依拠すべき先例の不在を明らかにし (3.2)、その不整合が顕在化した例として日本の違憲審査制度を挙げる (3.3)。ここでは、日本の裁判官が成文法系の欧州に多い典型的なキャリア・モデルによるものであること、そのため、先例の取扱いや司法判断適合性の判断においてアメリカとは異なる結果が生じていることが示される。それに対し、アジアにおいて違憲審査の場面で主導的な地位を占めつつある韓国は、集中型（憲法裁判所）を採用している。論文では、韓国で憲法裁判所が導入された歴史およびその構成・管轄が概観され、政治部門に対して謙抑的な判決効に関する工夫などが韓国における憲法裁判所の運用の積極化に有効に機能したことが示唆される (3.4)。しかし、同様に憲法裁判所を導入したにもかかわらず、タイでは、それは人権保障にとって有効に機能しているとは言いがたい。論文では、その原因として憲法裁判所の政治化が指摘されている。すなわち、タイの憲法裁判所は憲法適合性の最終的な判断者として過度に大きな管轄権を有しており、説明責任を果たすメカニズムが十分に整えられていないために、政治的偏向を生じてしまった、と分析する (3.5)。

前章までの分析により得られた知見をもとに、第5章ではベトナムに憲法裁判所を設立すべきとの提言がなされるが、その前提として、**第4章「ベトナムの憲法保障制度および違憲審査制度をめぐる議論の現状」**では、ベトナムの現行の憲法保障制度およびその改革をめぐる議論が紹介されている。現在、ベトナムでは憲法上議会に法令の憲法適合性を審査する権限が付与されており、議会常務委員会等の議会内に設置された諸機関が法律上の監督権を付与されている。しかし、これらの政治部門による自己規制の仕組みは、実際には機能していない (4.1)。とはいえ、20世紀の間は裁判所による違憲審査はブルジョワ法概念であるとされてきたが、21世紀に入ると状況は変化し始める。実現には至らなかったものの、2001年および2013年の憲法改正では具体的な提案が検討されており、改善を求める動きは現在では学界のみならず政府内にも存在する (4.2)。

そこで、**第5章「ベトナムの憲法裁判所」**では、前述 (1.4) の諸要因の多くはベトナムにも妥当し、とりわけ社会主義的法治国原理の実現に資することを強調することで、ベトナムにおいて違憲審査制度が採用される実践的可能性があると論じる。ただし、安定した一党体制にあるベトナムでは、政治的不安定さのある状況で妥当する保障理論に依拠することができないため、政権党との関係で慎重な制度設計が必要となる (5.1)。なお、社会主義国の特徴である権力集中原理との整合性については、立憲主義国に共通する課題である民主主義と立憲主義との関係の問題と相対化できるとした上で、単なる多数決主義でない成熟した民主主義の実現のためには違憲審査制度が必要だと説明している (5.2)。論文の帰結となる提言は、ベトナムにおいては非集中型ではなく集中型の憲法裁判所の設立こそがもっとも有効

かつ実現可能性の高い選択肢であるとするもので、ドイツや第3章で検討した各国の例を参照しつつ、裁判官の構成・管轄・判決効について具体的な言及がなされている(5.3)。その際、憲法裁判所が有効に機能するための留意事項として、通常裁判所との衝突を回避するために憲法裁判所の管轄を狭く設定すること、政治部門との間で過度の緊張関係を生じさせないため、とりわけ設立当初においては抑制的に振る舞うべきことが、ハンガリーやロシアの例を挙げて指摘されている(5.4)。

終章において、論文の概要を整理し、残された課題としての違憲判断の指針の明確化の必要性を示唆して、論文は締め括られる。

II 本論文の評価

博士(比較法学)の課程博士論文の判定基準、すなわち、(A)アジア法整備支援および関連する領域に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献していること、(B)主として比較法学的・比較政治学的手法によること、(C)母国(支援対象国)の問題を取り扱っており、母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析し、それを前提にして議論を進めていること、(D)問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていること、(E)従来の研究と比較して独自性が認められること、(F)論理的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されていること、を前提にして、本論文を評価すると以下の通りである。

1 本論文の特徴とそれに対する評価

本論文の特徴として、次の3点を挙げることができる。

第一に、違憲審査制度がこんにち世界的に普及した理由を解き明かすにあたり、伝統的な憲法学の射程を超えた機能的分析やグローバル化状況を視野に入れた政治的・経済的分析を積極的に取り入れている点である。無論、これらの分析手法は新規なものではなく、ラン・ハーシャルやトム・ギンズバーグらの成果に負うものである。しかし、本論文がこれに着目したのは、国内外の政治・社会状況によって違憲審査制度をめぐる議論が解決を見ないまま20年近く継続しているベトナムの現状を念頭においた場合、これらの分析手法がより有効に機能すると考えてのことであり、問題状況の把握とそれに応じた分析手法の選択の適切さの表れと見ることができる(A・C)。

第二に、主な比較対照国として、米独のような違憲審査制度の先行国ではなく、日・韓・タイという後発国あるいは違憲審査の機能不全が指摘されている国を選んでいる点である(B)。タイの違憲審査制度はそもそも日本での紹介がほとんどなく、その意味で新規性を有するが、本論文の独自性はそうした素材の新規性よりもむしろ、違憲審査制度の機能条件を明らかにするために実際に違憲審査制度が機能しなかった例に積極的に光を当てている点にある。違憲審査の理論ないし制度そのものは、こんにちでは、すでにグローバルな共通理解となっている部分が多い。他方で、その実践に目を向けると、十全に機能していると評価される国は決して多くはない。本論文は、そうした状況を踏まえ、違憲審査の実践にとって

障壁となる諸条件を抽出することで、ベトナムにおける機能条件を整備することを試みている点に、独創性が見られる(E)。こうした姿勢は、ロシアやハンガリーへの言及にも見て取れる。

第三に、2000年以降のベトナムにおける違憲審査制度をめぐる議論や政治動向を丁寧に整理し、その上で、堅実かつ実現可能な提言をまとめている点である。ベトナム国内の議論状況をまとめた英語による先行研究はあまり多くはない(E)。また、ベトナムの状況を踏まえての提言には説得力がある。なお、提言は一党体制という現状に強く規定されたものとなっており、その点で理論レベルでのインテグリティに欠ける面があることは否めないが、違憲審査制度を有効に機能させるためには政治・社会的条件の整備が不可欠であるという筆者の問題意識からすれば論理的な帰結と言える(D・F)。

以上の通り、本論文は、ベトナムの問題状況を整理した上で、日・韓・タイをはじめとする諸外国の違憲審査の制度と実態を紹介・検討し、ベトナムにおける解決策を提示したものであり、(A)～(F)に示した博士(比較法学)の判定基準を満たしていると評価できる。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

しかし、本論文については、いくつかの問題点も指摘せざるをえない。

第一に、比較法的知見の用い方にやや恣意性が見られることである。本論文においては、違憲審査制度が有効に機能するか否かは、制度設計はもちろんのこと、政治・社会の諸条件によっても左右されることが繰り返し指摘されている。だとすれば尚のこと、特定の国における違憲審査の実態に対する評価は、制度と政治・社会的文脈とを慎重かつ総合的に検討した上でなされる必要がある。しかしながら、本論文においては違憲審査が機能する・しない条件がやや単純化して描き出されている憾みがある。本論文では、主な比較対象国(日・韓・タイ)以外にも多くの国の実践について言及がなされるが、それらの取り扱い方は特にこの印象を強めるものである。

第二に、論文の帰結となる提言がやや平板で、独自性に乏しい点である。提言は、管轄を限定し、判決効についても政治部門との対話可能性を残すといった激変緩和策を講じた上で憲法裁判所を導入すべきとする。しかし、本論文自体が指摘するように、憲法裁判所という選択肢自体はこんにち最も一般的なものであり、管轄等の制度面での工夫もすでに多くの国で試行錯誤がなされており、特段新規性のあるものではない。ベトナム国内で、学者らによって提示されているモデルとの相違点も、明確とは言えない。

本論文については、以上のような問題を指摘することができるが、第一の点については、可能な限り視野を広げ、ベトナムの抱える諸条件に示唆を与えうる実践を幅広く渉猟したとも言える。本論文のフレームワークからすれば、特定の先行国を準拠国と定めることができないのは当然であり、体系的比較とならないことには致し方のない面もある。また、第二の点についても、本論文の主眼が解決策を導くための分析にあることに鑑みれば、それだけ現実的な解決策に至ったものとも見ることができ、実現可能性の高さを傍証するものとも言えるだ

ろう。よって、上記の問題点は論文に対する評価を覆すものではない。

Ⅲ 結論

以上に述べた通り、本論文は、アジア法整備支援に関わる課題であるベトナムにおける違憲審査制度構築という問題を、比較法学的手法によって分析し、自分なりの回答を提示するものであり、分析には独自性が見られ、結論も論理的に堅固なものである。上に指摘したような問題点はあるものの、それらは本論文の価値を根本的に損なうほどのものではない。審査委員会は一致して、本論文が法学研究科の博士（比較法学）学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。

